

理事の職務権限規程

NPO 法人国際教育支援機構スマイリーフラワーズ

第1条（目的）

本規程は、理事の職務及び権限並びに理事間の職務分担に関し必要な事項を定め、業務執行の適正及び効率を図る。

第2条（準拠）

理事の職務及び権限は、法令及び定款の定めるところによる。

理事会の権能及び議決事項は定款の定めに従う。

第3条（理事長の職務）

理事長は当法人を代表し、その業務を総理する。

事業計画・活動予算等の作成、資産管理等を統括する。

第4条（副理事長の職務）

副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは理事長の職務を代行する。

第5条（理事の職務）

理事は理事会を構成し、定款及び理事会の議決に基づき業務を執行する。

理事長以外の理事は当法人を代表しない。

第6条（職務分担）

当法人は別表「理事の職務分担表」を定める。制定・変更は理事会の議決による。

理事は担当分野の状況を理事会に適時報告する。

第7条（特別利害関係者の除外）

理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、当該議事の議決に加わることができない。

第8条（改廃）

本規程の改廃は理事会の議決による。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表 理事の職務分担表

1 法人運営・統括（理事長）／2 事業統括／3 財務・会計／4 コンプライアンス・通報／5 人事・労務／
6 広報・渉外／7 リスク管理